

奈良県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 森田 昭男 生駒郡三郷町勢野東三―一〇―一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 森田 昌宏 生駒郡三郷町勢野東三―一〇―三〇